

移管契約第 13 条検討委員会（以下「13 条委員会」）運営骨子(修正案)

JPNIC ドメイン名担当理事 成田伸一

1. 13 条委員会の議長は、検討委員長がつとめる。
2. 13 条委員会の招集は、検討委員長が行なう。
3. 13 条委員会の審議は原則として全員一致とし、検討委員長と担当理事が必要だと認めるときにのみ多数決を採用する。
4. 担当理事は 13 条委員会と理事会のリエゾンをミッションとする。
5. 担当理事は 13 条委員会に出席して必要な意見を述べるが、投票権はもたない。
6. 13 条委員会の会議は非公開とする。
7. 議事録は要約したものを公開する。
8. 資料については、都度、公開・非公開を決める。
9. 13 条委員会は原則月 1 回開催し、2011 年度中に使命を終える。イメージは次の通り。パブリックコメントについては理事会の承認を得る。

第 1 回会合（9 月下旬）： 諮問内容とアウトプットの確認

第 2 回会合（11 月初旬）： 論点整理

第 3 回会合（11 月下旬）： 評価項目・第三者委人選基準案・パブコメを含む中間報告案の検討

<12 月 16 日理事会に中間報告>

<パブリックコメント実施>

第 4 回会合（12 月下旬）： 理事会審議結果の報告、評価基準・第三者委の候補者ロングリストの検討

第 5 回会合（1 月下旬）： パブリックコメント結果の報告、最終答申案の検討

<2 月 10 日理事会に最終答申>

第 6 回会合（2 月中旬）： 予備

10. 移管契約それ自体の変更はない、という前提で検討をする。

以上